

議案第19号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年6月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在し

ない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示、削除条項並びに別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示、追加条項並びに別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には、当該移動別表を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改	正	後	改	正	前
(目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県當社会体育施設の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県當社会体育施設の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。				

(設置)

第2条 スポーツを振興し、もつて県民の心身の健全な発展に寄与するため、鳥取県営社会体育施設を次のとおり設置する。

略

(設置)

第2条 スポーツを振興し、もつて県民の心身の健全な発展に寄与するため、鳥取県営社会体育施設(以下「施設」という。)を次のとおり設置する。

略

(指定管理者による管理)

第3条 教育委員会は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、鳥取県営鳥取屋内プール、鳥取県営米子屋内プール又は鳥取県営ライフル射撃場(以下「社会体育施設」という。)に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 社会体育施設の施設設備の維持管理に関する業務  
(2) 前号に掲げるもののほか、社会体育施設の管理に関する業務のうち、知事及び教育委員会のみの権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の管理の期間)

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第5条 社会体育施設の開館時間は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。  
2 社会体育施設の休館日は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

(利用の許可)

第6条 社会体育施設を利用する者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするとときも同様とする。  
2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、「前項の許可」(以下「利用許可」という。)をしなけ

第3条 施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けるなければならない。

ればならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 社会体育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、社会体育施設の管理上支障があるものとして教育委員会規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、社会体育施設の管理上必要があると認めるとときは、利用許可に条件を付すことができる。

4 烏取県立武道館（以下「武道館」という。）を使用しようと/orする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

（行為の制限等）

第7条 社会体育施設又は武道館においては、次の行為をしては

ならない。

(1) 社会体育施設又は武道館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める行為。

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、社会体育施設への入館を拒み、又は社会体育施設からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第8条 指定管理者は、社会体育施設の適正な管理を図るため必要な認めたときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する  
と認めるとときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、社会体育施設の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(使用料)

第10条 武道館の利用については、別表に定めるところにより、  
使用料を徴収する。

(使用料)

第4条 鳥取県立武道館の利用については、別表第1に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 鳥取県営鳥取屋内プール及び鳥取県営米子屋内プールの利用については、別表第2に定めるところにより、使用料を徴収する。

3 鳥取県営ライフル射撃場の利用については、別表第3に定め

2 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、前項の使用料を減免することができる。

るところにより、使用料を徴収する。

4 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、前3項の使用料を減免することができる。

(利用料金)

第11条 社会体育施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として收受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(管理の委託)

第13条 教育委員会は、武道館の保全及び利用者の応接に関する

(施設の管理の委託)

第5条 教育委員会は、次の表の左欄に掲げる施設の保全及び利

事務を財團法人鳥取県体育協会に委託する。

用者の応接に関する事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる者に委託する。

名 称	委 託 先
鳥取県立武道館	財團法人鳥取県体育協会
鳥取県営鳥取屋内プール	
鳥取県営米子屋内プール	
鳥取県営ライフル射撃場	鳥取県ライフル射撃協会

(教育委員会規則への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、社会体育施設及び武道館の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

別表 第1 (第4条関係) 略

(教育委員会規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、施設の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

別表第1 (第4条関係) 略

別表第2 (第4条関係)

1 施設使用料

区分		分		金額
プール	個人	幼児	児童又は中学生の生徒	
回数券又は1ヶ月利用券、3ヶ月利用券若しくは6ヶ月利用券による利用する場合	児童又は中学生の生徒	温水 1人1回につき 240円	冷水 1人1回につき 160円	
	高等学校の生徒又は大学生	温水 1人1回につき 360円	冷水 1人1回につき 250円	
	一般人	温水 1人1回につき 580円	冷水 1人1回につき 400円	
	回数券により利用する場合	温水 1人1回につき 730円	冷水 1人1回につき 500円	
	児童又は中学生	回数券11枚につき 2,410円	回数券11枚につき 1,680円	
		温水 1人1回につき 3,670円		

校の生 徒	冷水	回数券1枚につき 2,520円
	温水	回数券1枚につき 5,880円
高等学 校の生 徒又は 学生	冷水	回数券1枚につき 4,090円
	温水	回数券1枚につき 7,350円
一般人	冷水	回数券1枚につき 5,040円
	温水	回数券1枚につき 1,600円
1ヶ月利 用券に利 用する 場合	冷水	1人につき 1,040円
	温水	1人につき 2,400円
児童又 は中学生 の生 徒	冷水	1人につき 1,680円
	温水	1人につき 3,920円
高等学 校の生 徒又は 学生	冷水	1人につき 2,720円
	温水	1人につき 4,960円
一般人		

3月利用券により利用する場合	幼児	冷水	1人につき 3,360円
		温水	1人につき 4,560円
児童又は中学生の生徒		冷水	1人につき 2,880円
		温水	1人につき 6,720円
高等学生の生徒又は大学生		冷水	1人につき 4,800円
		温水	1人につき 11,040円
一般人		冷水	1人につき 7,680円
		温水	1人につき 13,920円
6月利用券により利用する場合	幼児	冷水	1人につき 9,600円
		温水	1人につき 7,680円
児童又は中学生		冷水	1人につき 6,480円
		温水	1人につき 12,000円

校の生徒	冷水	1人につき 10,080円
高等学 校の生 徒又は 学生	温水	1人につき 19,200円
	冷水	1人につき 16,320円
一般人	温水	1人につき 24,480円
	冷水	1人につき 20,640円
団体(20人 以上のも のに限る。)	温水	1人1回につ き 180円
	冷水	1人1回につ き 130円
児童又 は中学生 の生徒	温水	1人1回につ き 290円
	冷水	1人1回につ き 200円
高等学 校の生 徒又は 学生	温水	1人1回につ き 460円
	冷水	1人1回につ き 320円
一般人	温水	1人1回につ き 580円

専用利用	冷水	1人1回につき 400円
	温水	1コース1時 間ににつき 3,680円
鳥取県営鳥取屋内プールの研修室	冷水	1コース1時 間ににつき 2,580円
		1時間につき 330円
鳥取県 岩見子内プールのトレーニング 屋内プール	一般人	1人1回につき 70円
	専用利用	全面1時間につき 270円
		2分の1面1時 間ににつき 130円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるときは、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 この表において「1月利用券」、「3月利用券」及び

「6月利用券」とは、それぞれの利用券の券面に記載された月数の期間内において、これらの利用券を提示することにより施設を利用することができます利用券をいう。

- 3 1月利用券、3月利用券又は6月利用券の券面に記載された月数の期間が温水のプールを利用する期間と冷水のプールを利用する期間にわたる場合の使用料の額は、温水のプール又は冷水のプールを1月利用券、3月利用券又は6月利用券により利用する場合の使用料の額を勘案して知事が別に定める。
- 4 研修室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める使用料の額に当該額の2割に相当する額を加算するものとする。

## 2 水泳教室参加料

区分	分	金額
一般水泳教室	幼児	1人1課程につき 3,400円
	児童又は中学校の生徒	1人1課程につき 4,210円

	高等学校の生徒又は学生	1人1課程につき 7,330円
一般人		1人1課程につき 8,430円
特別水泳教室	短期児童教室	1人1課程につき 2,430円
	親子教室	1組1課程につき 8,430円

別表第3 (第4条関係)

1 施設使用料

区分	金額	
	専用利用	一般利用
スマーリボア・ライフル 射撃場	1時間につき 2,800円	1人1時間に つき 130円
エア・ライフル射撃場	1時間につき 1,390円	1人1時間に つき 70円

備考 利用時間が1時間未満であるときは、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
(準備行為)
- 2 改正後の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及びこれに関する手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。  
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

2 設備使用料

設備の価格等を勘案して知事が別に定める額